答 弁 第 二 三 号 平成十九年九月二十五日受領

内閣衆質一六八第二三号

平成十九年九月二十五日

内閣総理大臣 安 倍 晋三

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出択捉島に現存する日本家屋の修理保存に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員鈴木宗男君提出択捉島に現存する日本家屋の修理保存に関する質問に対する答弁書

## 一について

外務省として、御指摘のような「日口間の 「覚書」を調印することで合意した」事実があるとは承知し

ていないが、 択捉島に現存する日本人が建設した建物(以下「建物」という。)の保存に取り組んでいる

関係者が平成十九年九月二日に四島交流の枠組みで同島を訪問した際、同島関係者との間で、

建物の保存

に向けた作業を加速していくことで一致したことは承知している。同訪問に先駆けて、 建物の保存に取り

組んでいる関係者から外務省に対し、 建物の修復及び保存に関し相談があり、 外務省として、 北方領土問

題に関する我が国の立場等について説明を行った。

## 二及び三について

「インフラ施設」について画一的な定義があるとは承知していないこともあり、 何が御指摘の「インフ

ラ施設」に該当するかについて一概にお答えすることは困難である。

## 四について

外務省として、 建物が元島民等の関係者にとって当時をしのぶよりどころになっているとして、その修

北方領土問題に関する我が国の立場が損なわれることのないよう留意しつつ取り進めていく必要があると 復及び保存を望む声があることは承知しており、関係者が建物の修復及び保存に取り組むに当たっては、

考えている。